

大府市寝具のクリーニング・乾燥事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者及び重度障がい者(児)に対し、寝具のクリーニング及び乾燥を行い、健全で安らかな生活を営んでもらうことを目的として実施する大府市寝具のクリーニング・乾燥事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

同一世帯及び同居家族の全員に対し、所得税が課せられていない者

別居の親族と税法上の扶養関係にない者

次のいずれかに該当する者

ア ひとり暮らしをしている65歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護又は要支援の認定を受けたもの

(イ) 障害老人の日常生活自立度(平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)J又はランクA程度にあるもの

イ おおむね65歳以上の者で、介護保険法の規定により要介護4又は要介護5の認定を受けたもの

ウ 身体障害者手帳1級若しくは2級所持者又は療育手帳A所持者

エ その他市長が必要と認める者

(申請)

第3条 寝具のクリーニング又は乾燥(以下「クリーニング等」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、寝具のクリーニング・乾燥事業利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに、実施の可否を決定し、寝具のクリーニング・乾燥事業利用認定・却下決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実施回数及び数量)

第5条 クリーニング等の実施回数及び数量は、次のとおりとする。

実施回数 1月1回

数量 1回につき4枚以内とする。

(費用)

第6条 クリーニング等の費用は、無料とする。

(利用の変更)

第7条 市長は、申請者の希望により実施月の変更等を行ったときは、寝具のクリーニン

グ・乾燥事業利用変更決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（委託）

第8条 市長は、この事業を、業者に委託して行うものとする。

（関係機関等との連携）

第9条 市長は、この事業を実施するに当たり、常に地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、民生児童委員等関係機関又は関係者との連携を密にしなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。